

第 25 回
新潟市都市計画審議会
常務委員会審議結果報告
(令和 5 年 1 1 月 1 日開催)

議案	議案第 1 号 産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について (西蒲区横戸地内：新潟エコサイクル工業株式会社)
	議案第 2 号 産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について (西区緒立流通 1 丁目地内：高倉産業株式会社)

新潟市都市計画審議会常務委員会
(事務局：新潟市都市政策部都市計画課)

議案第 1 号

産業廃棄物処理施設の 敷地位置の都市計画上の支障の有無について

1 内 容

施設の種類	敷地の位置	敷地面積	申 請 者
ごみ処理施設 及び産業廃棄物 処理施設	新潟市西蒲区横戸字 新川前 3445 番 3	6,205.87 m ²	新潟市西蒲区横戸字新川前 3445 番 3 新潟エコサイクル工業株式会社 代表取締役 齋藤 隆

(別紙図面表示のとおり)

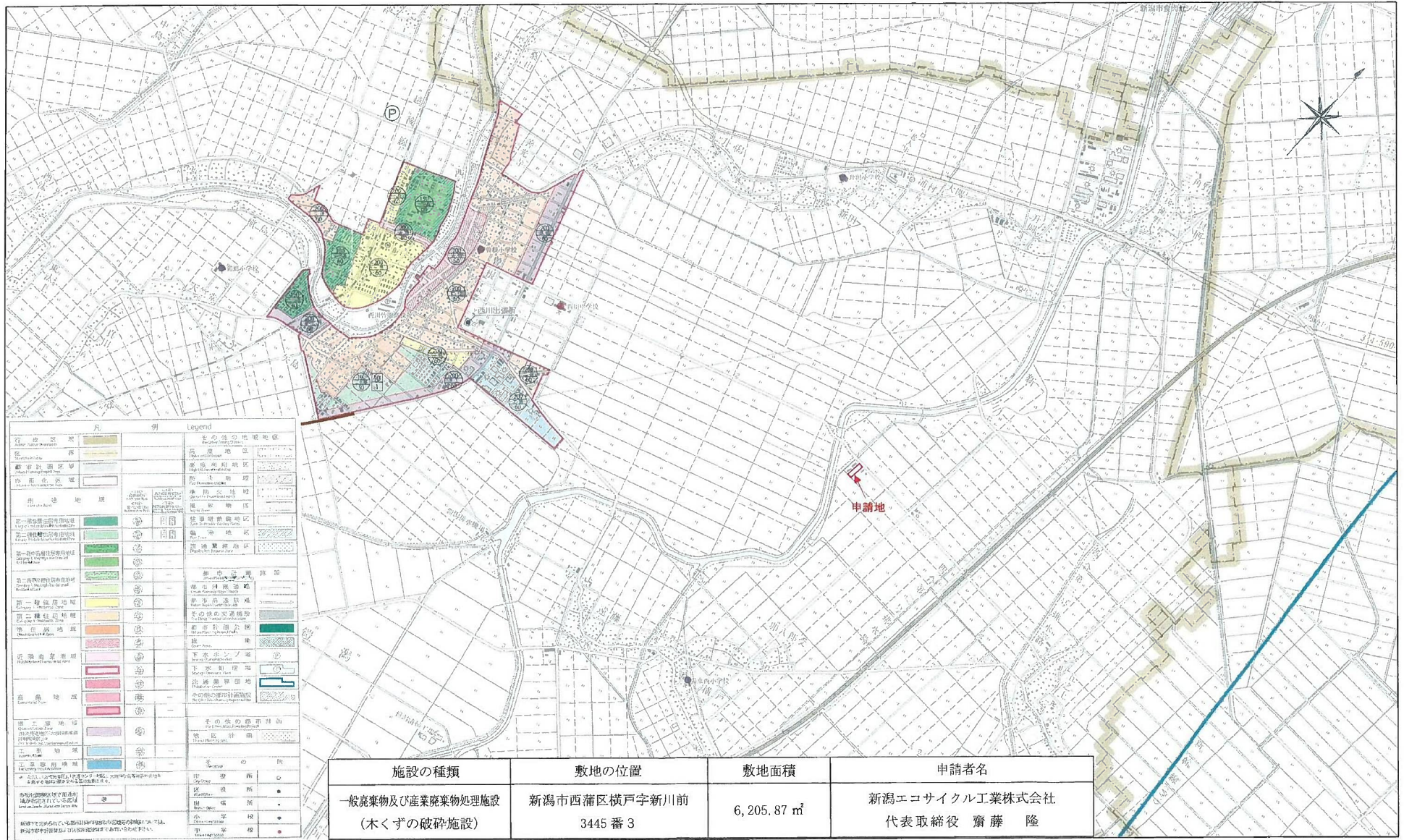
2 理 由

本施設は、木くずを始めとする廃棄物の破砕処理を行うものであり、都市活動によって生じる廃棄物の減量化、再資源化に寄与するものである。

都市計画区域内における一定規模以上の廃棄物処理施設については、建築基準法第 5 1 条において、その敷地の位置が都市計画として決定されたものか、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可したものでなければ建築してはならないとされている。

本施設は民間企業が設置・運営しており、社会経済情勢の変化等により施設の恒久性が担保されないことなどから、都市計画決定によらず、建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づき許可するにあたり、その敷地の位置の都市計画上の支障の有無について、新潟市都市計画審議会に諮問するものである。

用途地域図



1:25,000



行政書士法人田村環境事務所
代表社員 田村 孝雄

議案第2号

産業廃棄物処理施設の 敷地位置の都市計画上の支障の有無について

1 内 容

施設の種類	敷地の位置	敷地面積	申 請 者
ごみ処理 施設	新潟市西区緒立流通 1 丁目 1 番地 1 外 22 筆	6,237.99 m ²	新潟市西区緒立流通 1 丁目 1 番地 1 高倉産業株式会社 代表取締役 朝倉 哲也

(別紙図面表示のとおり)

2 理 由

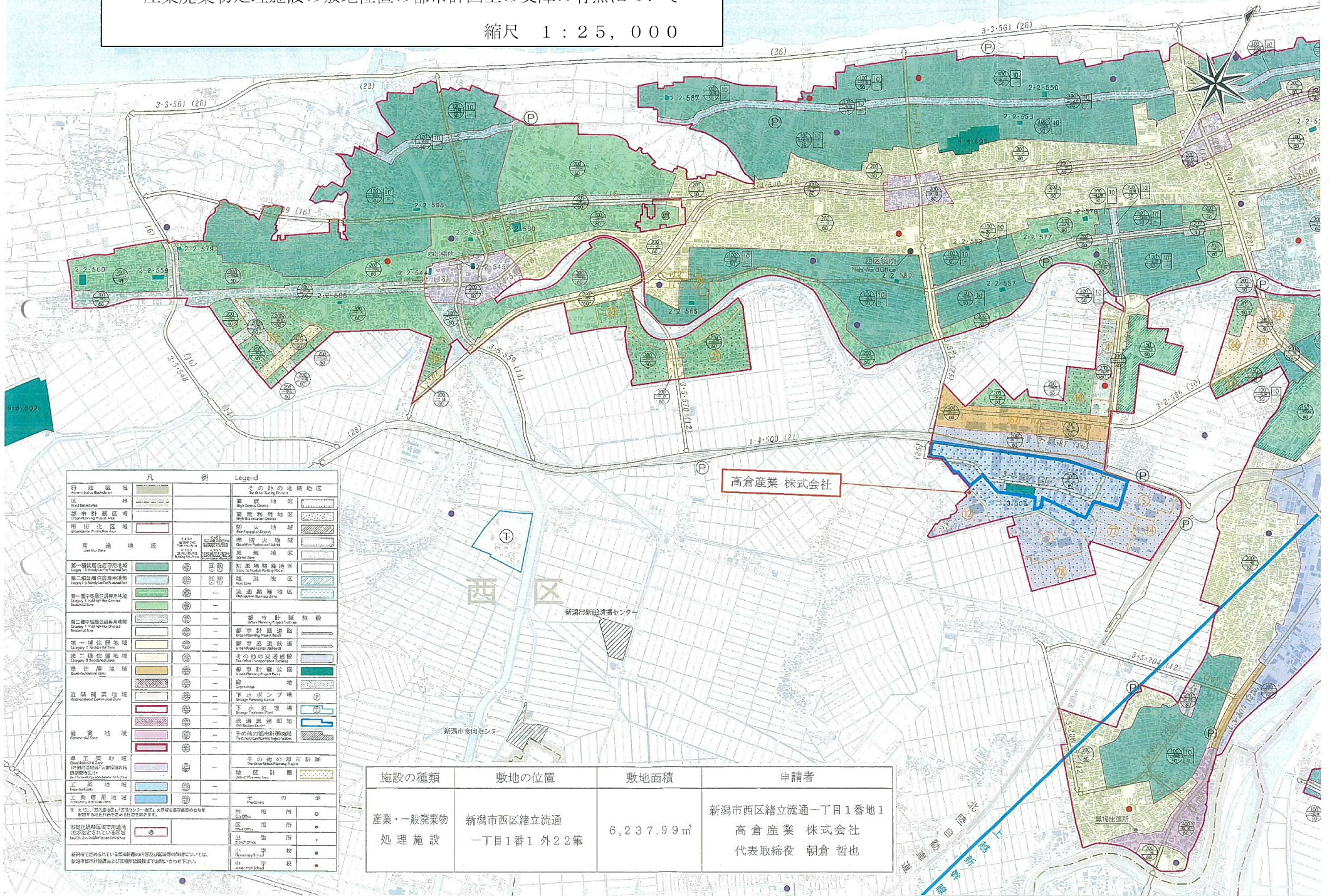
本施設は、がれき類を始めとする廃棄物の破碎処理を行うものであり、都市活動によって生じる廃棄物の減量化、再資源化に寄与するものである。

都市計画区域内における一定規模以上の廃棄物処理施設については、建築基準法第51条において、その敷地の位置が都市計画として決定されたものか、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可したものでなければ建築してはならないとされている。

本施設は民間企業が設置・運営しており、社会経済情勢の変化等により施設の恒久性が担保されないことなどから、都市計画決定によらず、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき許可するにあたり、その敷地の位置の都市計画上の支障の有無について、新潟市都市計画審議会に諮問するものである。

産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について

縮尺 1 : 25,000



高倉産業株式会社

西区

新潟市西區新田清掃センター

新潟市西區センター

凡	例	Legend
行政区域	行政区域	行政区域
市界	市界	市界
都市計画区域	都市計画区域	都市計画区域
用途地域	用途地域	用途地域
第一種住居地域	第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域
第三種住居地域	第三種住居地域	第三種住居地域
第一種中密度住居地域	第一種中密度住居地域	第一種中密度住居地域
第二種中密度住居地域	第二種中密度住居地域	第二種中密度住居地域
第一種住居地域	第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域
第三種住居地域	第三種住居地域	第三種住居地域
商業地域	商業地域	商業地域
近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域
工業専用地域	工業専用地域	工業専用地域
用途地域	用途地域	用途地域
その他	その他	その他

施設の種別	敷地の位置	敷地面積	申請者
産業・一般廃棄物 処理施設	新潟市西區緒立流通 一丁目1番1外2第2筆	6,237.99㎡	新潟市西區緒立流通一丁目1番地1 高倉産業株式会社 代表取締役 朝倉 哲也

新都審第9号の2

令和5年11月1日

新潟市長 中原 八一 様

新潟市都市計画審議会

会長 岡崎 篤 氏

(事務局 都市政策部都市計画課)



新潟市都市計画審議会への諮問について（答申）

令和5年9月14日付け新都第302号及び、令和5年9月15日付け新都第331号による諮問について、令和5年11月1日に開催した第25回新潟市都市計画審議会常務委員会で審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について
（西蒲区横戸地内：新潟エコサイクル工業株式会社）
「都市計画上の支障なし」としました。
2. 産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について
（西区緒立流通1丁目地内：高倉産業株式会社）
「都市計画上の支障なし」としました。

以上